

## 学校図書館での司書の活動と課題

### 1. 小松市 中学校 学校図書館司書

#### 1. 学校図書館司書の仕事と課題

##### (1) 自己紹介

司書歴24年、現在小松市立御幸中学校3年目です。  
これまでに小学校2校、中学校6校に勤務経験があります。

##### (2) 学校図書館司書の仕事

小松市では現在32人の学校司書が勤務しており、そのうち1人は2校兼務です。  
小松市内の小中学校の図書館は蔵書・利用者が電算化されており、図書の管理や貸出を含め図書館業務はパソコンで行っています。市内の小中学校がネットワーク化されていて他校の蔵書検索や相互貸借が行える環境です。

自校でも昼休みなどは委員会の生徒がバーコード貸出を行い、様々なイベントを企画し図書館活性化の一役を担っています。司書は月1程度開催される図書委員会を生徒や図書館担当の先生と一緒に運営しています。

それから(主に国語ですが)教室で先生と一緒に授業を行うことも年に数回あります。また自校では朝読書を図書館で行ったり、毎週木曜日に放送読書を行っています。選書は司書が行い、読み手は司書もしますが、主に生徒が読んでいます。

学習センターの面から見ると、コロナ禍以降、学習用端末の普及で本を使った調べ学習が圧倒的に減少しています。図書館の予算は昨年度に教科ごとで使った本のデータを元に不足していた本や、生徒たちのリクエストも加味して購入しています。

##### (3) 課題

コロナ禍以降、学習用端末を使う機会が多くなり、調べ学習の機会が大幅に減少していることは先ほども述べましたが、このことはこれからの蔵書購入の計画を立てにくくなる事、既存の本をどう生かすかという事、そして学習センターとしての機能が縮小されてきているという課題が生じています。また図書とICTの併用を考えていかなければならないのですが、司書には学習用端末が支給されていないためそれも難しくなっています。

そしてどの学校の司書も戸惑うのは、年々増加している教室に行けない生徒が図書館に来た時の対処です。1時間に限らず、大きい学校だと人数が多く時間ごとに違う子がやってきたり、また小さい学校は先生の数も少ないので司書に任せっきりにされてしまいます。中には様々な特性を持つ子たちもいて、その子たちに合わせた接し方も求められます。図書館が子どもたちの癒しの場、息抜きの場所になるのは大変好ましい事なのですが、司書がいるからと任せっきりにされるとほぼ1日本来の仕事ができなかったりする事が多々あります。

#### 2. 学校図書館司書の勤務労働条件と課題

##### (1) 勤務労働条件

小松市の会計年度任用職員は、フルタイム勤務で退職手当が出る会計年度任用職員と退職手当がなく時間制限のある短時間会計年度任用職員の2種類に分かれています。司書は全員短時間会計年度任用職員で、週38時間45分より短い勤務で、実際は週29時間の範囲内で勤務しなければならず、生徒たちがいる時間にも関わらず閉館せざるを得ない時間帯が生じます。年休は会計年度職員扱いになった初年度は11日で、次年度は12日、それ以降2日ずつ増え現在は制度開始4年目なので16日です。夏季休暇も4日ありますが、小松市は学校閉庁日が1週間あり、そこで夏季休暇か年休を使わなくてはいけないのでそこで全て無くなってしまいます。病気休暇、介護休暇もなく、休暇に関しても不安な面が多いです。

給料は月額制で昇給も労働条件通知書には「有」と記載されています。賞与も2回あり、今年度より勤勉手当が追加支給されることになりました。

## (2) 課題

臨時職員→嘱託職員→会計年度職員と処遇も少しずつ変化しており、賃金面でも改善されてきてはいますが、まだまだ不安定な雇用には変わりないです。任期の更新については「更新する場合があります」という表現で書かれており契約は1年ごと、経験年数が長くても退職金が出ない、司書という専門性のある資格を持っているのにも関わらずそこは待遇に考慮してもらえないなど満足とはいえない状況の下で、多様なニーズを求められる学校での勤務は日々戸惑いの連続です。その中で欠員が出ても補充されないまま兼務になるのはとても体力的にも精神的にも厳しいです。現在の日本の人手不足の状況でこのような雇用条件ではなかなか後任者が決まらず、今後兼務の人数が増えるのではと危惧しています。学校司書という仕事は図書館の事だけではなく、様々な場面で生徒や先生方と関わります。そしてその分、様々な対応が求められます。これらについても十分ふまえていただき、迅速な待遇改善を！と日々願っております。

## II. 野々市市 小学校 学校図書館司書

### 1. 学校図書館司書の仕事と課題

#### (1) 自己紹介

野々市市会計年度任用職員として市内小中学校を異動します。今年度より現任校に勤務。本校は2011年に新校舎に改修されました。教室に扉はあるもののオープンスペースが各教室をつなぐ開放的で協働作業のしやすい施設です。

図書館が学校の中央にあります。また、隣にはPC教室があり調べ物の際には両教室を行き来した学習も見られました（今は学級数増のため普通教室に）。



<読み物コーナー>



<調べ物コーナー>

#### (2) 学校図書館司書の仕事

##### ①読書センターとして

コロナ禍以降貸出のメインは授業時間です。本校では、1時間を三分割し、前半一クラス、返却&配架、後半一クラスで予約制です。休み時間も学年毎の利用割を行っています。コロナ禍前は、休みなく貸出手続きをしても休み時間内に終えられないこともあるほどの利用がありました。それから考えると適切な運用冊数となっています。

##### ②学習・情報センターとして

年度当初のオリエンテーションでは、生涯学習のスタートであることを意識して、中学校、高校、公共図書館と同じ分類配架を行っていること、公共の場として、マナーを守ってほしいことを伝えます。また、本の探し方はもちろん、テーマの持ち方や、調べる方法を伝えることに力を

入れています。昨年度山本先生と中学校で行った活動では、理想と現実の差が「問題」であることを起点にテーマを考えさせ、解決のために適したメディアを選択することを伝えました。今年度は、5年生の総合学習で、図書資料とネット情報の特徴と調べる内容で使い分けるのがよいということをお伝えしました。今年で3回目となる「小中学校司書による調べる学習相談室」では、公共図書館のレファレンスサービスへとつなぐことを意識しました。

司書教諭が学期に1度、分掌部会（学習研究部）で昨年度の図書館資料利用状況を知らせ、図書館利用を促進してくれます。それを受け各学年の研究部の先生がリーダーとなって、学年会で相談の上、オーダーシートを作成し、必要な単元、資料、冊数、司書の支援等を打ち合わせています。

☆端末で共有できるメリット

児童生徒の端末から図書だよりや、お知らせ、各種デジタルアーカイブなどの情報提供がスピーディーに気軽に行えるようになりました。また、Y先生で行った授業の際には個々の調べ物の課題をgoogleフォームで共有したので、資料の準備が円滑に行えました。並行読書のリストや指導のためのスライド、ワークシート、利用統計等を共有できることで、業務の軽減につながっています。

### ③蔵書の構築

本校はこれまでは学級数の増加のため、文部科学省が定める図書標準を満たしておらず、除籍もできませんでした。が、今年度から図書の更新を目標に、情報が古い図書、汚損が激しいものを中心に除籍を行いました。本校の今年度の図書予算は、145万円です。そのうち4万円が職員図書です。野々市市では、教科書改訂の度に教科書掲載作品購入用に20万円の予算を上乘せしてくれます。通常の図書予算は新刊本、児童生徒のリクエスト、調べ学習用の本をSLAのメディア基準を参考に、偏りがないう構成比に気をつけながら購入します。

## (3) 課題

司書教諭と協働できるかどうか、校内での図書館、図書、司書の利用に大きく影響してきます。いかに意思を通わせ、同じ方向を向けるかが大きな課題かもしれません。仕事内容の棲み分けもできれば、司書は専門性を遺憾なく発揮することができます。司書教諭が担任以外だと余裕が少しできます。打ち合わせの時間を持ってくれると共通理解が深まります。先生方への発信力が大きいと校内全体で統一感が出ます。統一感が出ると児童生徒の読書意欲が増し、調べ学習が活発になります。また、学校図書館の館長は学校長ですが、館長として運営に携わってくれると図書館への先生方の意識にも影響があるのかもしれません。

## 2. 学校図書館司書の勤務労働条件と課題

### (1) 勤務労働条件

「会計年度任用職員任用通知書」より

- ・職種：司書      ・区分：月給 パートタイム会計年度任用職員
- ・任用期間：勤務功績が良好の場合、先行等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。但し、公募によらない再度の任用の上限回数は2回です。上限回数に達した後、さらに再度の任用を希望する場合、公募に応募する必要があります。公募による再度の任用に回数の上限はありませんが、任用期間が通算5年を超えたとしても無期の任用への転換申込みはできません。
- ・勤務時間：8：15～16：30（7.5H）、一週間の勤務日を5日以内、勤務時間を37.5H以内とする      ・基本報酬：198,580円
- ・休暇制度（有給）：公民権行使・官公署出頭・現住居の滅失等・退勤途上・忌引き・結婚休暇・夏季休暇・妊産婦の休息・捕食  
（無給）：産前休暇・産後休暇・保育時間・子の看護・短期介護・介護休暇・介護時間・生理日の就業困難・妊産婦疾病・公務上の傷病・私傷病・骨髄ドナー・妊産婦の健康診査及び保健指導・妊産婦の通勤緩和・欠勤

## (2) 課題

昨年度同じ市内の司書が産休に入る際、代替の方が長く見つかりませんでした。業務内容と賃金を他業種と比較して魅力的ではないということなのかなと、やっぱりそうだよねと思いました。子どもたちのためにという理想は掲げつつ、雇用期間も、休暇制度も保証されていない不安、正規職と何が違うのかと考えるモヤモヤ…仕事が重なり辛いときほど「正規でない＝替えがきく、いつでも職を失う」「昇給もしないし大規模校への手当も支援もないのに」という考えがよぎり、頑張る意義を見失いそうになります。